

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	私立幼稚園等補助事業に係る連絡調整業務
発 注 課	子) 支援制度担当部施設運営課
選 定 事 業 者	一般社団法人札幌市私立幼稚園連合会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 □地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第（ ）号 【具体的事由】 本業務は、幼児期における子どもの健やかな発達を促進するために対象となる私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）に必要な補助を実施するための連絡調整業務を行うことを目的としている。現状、二種類の補助金の申請等取りまとめ業務及び特別支援教育事業に係る研修運営に関する一部業務を委託により実施している。 当該事業の対象園となる幼稚園等には、札幌市が主に所管する新制度移行園に加え、札幌市が所管していない私学助成園も対象に含んでいるが、特に補助金の申請等とりまとめ業務においては、短期間に調整を行う必要があり、私学助成園とも迅速な連絡調整が可能であることが必須の条件となる。この点について、（一社）札幌市私立幼稚園連合会（以下「本団体」という。）のみが市内の私立幼稚園等を統括し、さらに私学助成園との連絡体制も有していることから、唯一履行可能な者であると判断できる。 また、特別支援教育事業の補助制度は、対象となる教員に対し、研修受講等の要件を課しており、これらの研修運営も必要となる。講師依頼等は幼児教育センター（以下「センター」という。）が行うが、研修会の企画等運用においては、前提となる幼児教育等にかかる基礎知識を有しているほか、センターとの綿密な連携を図ることができる必要がある。この点において本団体は、幼児教育の振興と保育者の資質向上を図り、幼児教育のさらなる充実をめざすことを目的として設立され、当該分野に深い知見を有し、また、センターと同一建物内に事業所を有していることから緊密な連携を図ることができ、研修の企画運用においても唯一条件を満たす者と判断できる。 以上のことから、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たすものは本団体以外にはないと判断されるため、地方自治法第234条第2項の規定及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、本団体から見積書を徴して随意契約することが妥当である。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
決 定 日	令和6年2月20日